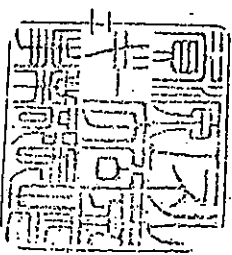


7 資公部第 7 1 号
平成 7 月 2 月 2 8 日

社団法人 日本瓦斯協会

会 長 渡 邊 宏 殿

資源エネルギー庁公益事業部長 村 田 成



消費機器に関する周知及び調査の制度の運用について

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 7 年通商産業省令第 3 号）が、平成 7 年 3 月 1 日付けをもって施行されることに伴い、改正後の施行規則第 1 0 6 条及び第 1 0 7 条の運用については、別紙のとおりとすることとしましたので、貴協会会員に対する周知及び指導方よろしく願います。

なお、これに伴い昭和 6 0 年 1 1 月 1 5 日付け 6 0 資公部第 4 3 5 号「ガス消費先における保安の確保に係るガス事業法施行規則等の運用について」中別紙 1、昭和 6 1 年 1 1 月 1 2 日付け 6 1 公ガ保第 1 8 号「ガス事業法施行規則第 8 4 条第 1 号の運用について」、昭和 6 3 年 9 月 8 日付け 6 3 公ガ保第 2 3 号「C F 式ふろがまの排ガスによる一酸化炭素中毒事故の防止について」、平成元年 9 月 2 0 日付け元公ガ保第 2 7 号「C F 式ふろがまの排ガスによる一酸化炭素中毒事故の防止について」及び平成 6 年 5 月 2 日付け 6 資公部第 1 7 8 号「開放式ガス瞬間湯沸器、自然排気式ふろがまによる一酸化炭素中毒事故の防止について」は廃止します。

消費機器の周知及び調査の制度の運用について

1. 周知について

ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）第106条第2号イ及びロに規定する周知は、以下のとおり運用することとするが、周知すべき具体的内容やその表現については、供給するガスの種類、事故の発生状況、建物の構造、安全型機器・設備の普及状況、その他ガスの消費の実態に即して、ガスの使用者を啓蒙しよう配慮し、各ガス事業者が決定するものとする。

(1) 全需要家に対する一般的な周知

規則第106条第2号イに規定する周知は以下のとおりとする。

イ. 周知の内容

規則第106条第1号イからニまで及びトに掲げる内容

① イ関係

供給するガスの種類と消費機器に表示されているガスの種類が適応していること。適応していない場合の危険性。

② ロ関係

消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること。また、誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になるおそれがあること。

③ ハ関係

消費機器を設置又は使用する場合の措置及び使用する場合の換気の必要性について。また、給排気設備は異常のないよう時々点検する必要があること。

④ ニ関係

ガス漏れ、地震、火災等の災害があった場合のガスの使用者のとるべき措置及びガス事業者の連絡先。

⑤ ト関係

前記①から④のほか、ガスの安全使用に係る必要な事項。また、消費先の事故を防止するための安全設備、安全装置付機器等の事故防止機能に係ること。

ロ. 周知の方法

一般的な周知は、確實、かつ、効率的に周知できるような書面の配布又はダイレクタメールにより3年毎に1回（建物区分に定める特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物にあっては毎年度1回）以上行うものとし、熟読するように注意を促す等特段の配慮を払うように努めるものとする。

また、ガスの使用の申込を受け付けたときは、ガスの使用者が保管し必要に応じて活用できる書面等の配布により行うものとし、その配布に

当たってはガスの使用者に手渡し、熟読するように注意を促す等特段の配慮を払うように努めるものとする。

(2) ガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）を定める件（昭和60年11月通商産業省告示第461号）第1条の表第1号に定める特定地下街等、同表第2号に定める特定地下室等、同表第3号に定める超高層建物又は同表第5号に定める特定大規模建物のガスの使用者に対する周知内容は次のとおりとする。

イ. 周知の内容

1. (1)の①から⑤のほか、次に掲げる事項を周知する。
 - a. 避難等の緊急時の対応方法に関すること。
 - b. 建物の改装等の際の注意事項とガス事業者への点検・調査等の依頼方法に関すること。
 - c. ガス漏れ警報設備、自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の維持管理に関すること。
 - d. 業務用器具の防火上の注意について。

ロ. 周知の方法

1. (1)ロ.と同じ。

(3) 特定の需要家に対する個別周知

規則第106条第2号ロに規定する周知は以下のとおりとする。

なお、「屋内」とは、屋根、柱及び壁（窓を含む。以下同じ。）によって囲まれている空間をいい、一部が屋根、柱及び壁で囲まれていない等自然換気が十分に行われるような空間（共同住宅の給排気チャンバー等）は、ここではない。屋内には該当しない。

イ. 周知の内容

- ① 使用上の注意と適切な使用方法
- ② 異常時の危険性とその措置
- ③ 安全型機器及び安全装置付機器の紹介
- ④ 安全型機器又は安全装置付機器への改善の勧め

ロ. 周知の方法

個別周知は、規則第106条第2号ロの表の上欄に掲げる消費機器ごとに下欄に掲げる頻度で、書面の配布またはダイレクトメールにより行うものとする。

なお、ガスの使用の申込を受け付けるときは、書面等をガスの使用者に手渡し適切な使用方法を説明するとともに、熟読するように注意を促す等特段の配慮を払うように努めるものとする。

(4) 規則第106条第2号ハによる周知は、ガスメーターの新規取付時及びガスの使用者の転出等により閉止したガスメーター又はその付近に、ガスゲループとガス消費機器との適合性を記載した書面及びガスを新たに使用しようとする場合におけるガス事業者への連絡方法を記載した書面を取り付けることにより行うものとする。

(5) 規則第106条第2号ニによる周知は、規則第106条第1号へに定める事項を記載した書面を配布し、その内容を説明するとともに、熟読するように注意を促す等特段の配慮を払うように努めるものとする。

(6) 書面の配布のほか、さらに規則第106条第3号に規定する通商産業大臣が定める方法を以下のとおり定める。

供給区域又は供給地点のガスの使用者の数及びその集団化の程度、消費機器の種類及びその普及の程度、季節、事故の状況等を勘案し、かつ、周知しようとする事項の周知方法として最も適切な方法であるとして、ガス事業者が定める方法によって、あらゆる機会を通じて反復継続して周知することにより周知の实效が上がるように努めるものとする。

(イ) 報道機関による方法

(ロ) 印刷物等による広告

(ハ) 巡回往訪時の指導等

(7) 建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等においては、規則第106条第3号に規定する通商産業大臣が定める方法を1.(4)に加え、以下のとおり定める。

ガスの使用場所の見やすい箇所に次に掲げる事項を記載したステッカーを貼付するものとする。貼付するに当たっては、ガスの使用者の承諾を得るものとし、承諾が得られない場合には、ガスの使用者にステッカーを手渡し、貼付してもらおうよう依頼するものとする。

イ. ガス漏れを感知した場合の措置

ロ. ガス事業者及び消防機関への通報時の通報内容

ハ. ガス漏れ警報設備の点検

ニ. ガス事業者及び電話番号

(8) 周知状況の届出

周知状況については、規則第106条第4号の規定により、毎年度経過後1月以内に、供給区域又は供給地点を管轄する通商産業局長（以下「通商産業局長」という。）に様式第1により届け出るものとする。

2. 調査について

(1) 調査の定義

ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第40条の2第2項に規定する調査は、規則第107条第1号の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる技術上の基準に関する事項について点検することをいうものとする。

(2) 調査対象物

規則第107条第1号の表イについては、次のとおりとする。

イ. 「不完全燃焼する状態に至つた場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの」とは、不完全燃焼防止機能に係る装置を有するものをいう。

ロ. 「その他これと同等の安全性を有すると通商産業大臣が認めたもの」と

は、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年法律第33号。）に規定する「ガス消費機器設置工事監督者」の資格を有する者により規則第108条第6号及び第6の2号に規定する基準に適合することが認められたものをいう。

(3) 調査の技術上の基準

規則第107条第1号の表の下欄に掲げる調査を行う事項については、別添のとおりとする。

(4) 調査の方法

イ. 調査の計画的、かつ、適確な実施を確保するため、ガス事業者は、次に掲げる事項を定める消費機器調査規程を、速やかに定めるものとする。

- ① 事業場の名称及び管轄区域
- ② 規則107条第1号の表の上欄に掲げる消費機器の種類に応じて定められた同表の下欄に掲げる調査を行う事項ごとの点検項目（ガス漏れ警報設備に係る技術上の基準ごとの点検項目は、別添の5. に掲げるとおりとする。）及び点検要領
- ③ 調査及び再調査の要領
- ④ 調査員の資格及び身分証明書に関する事項
- ⑤ 調査計画
- ⑥ 諸様式その他

ロ. 調査は、消費機器調査規程に従って行い、その結果、適合しない点検項目については、法第40条の2第3項の通知をするものとする。

規則第107条第2号ロに規定する再調査は、その通知に係る点検項目について行い、その結果、なお、適合しない点検項目については、法第40条の2第3項の通知をするものとする。

ハ. 調査員の資格については、調査の重要性を考慮して、各ガス事業者において定めるとともに、調査員には、その身分を示す証明書を交付し、調査の実施中は常時これを携帯させるものとする。

ニ. 調査（再調査を含む。）の際、ガスの使用者が不在の場合には、「不在連絡票」を投入し、次の調査実施希望日についてのガス事業者への連絡方法又は次の調査予定日を告知する等の措置を講ずるとともに、立入りを拒否された場合には、その旨を明確にする資料を整備しておくものとする。

ホ. 再調査の結果、規則第107条第1号の表の上欄に掲げる消費機器で同表の下欄に掲げる技術上の基準に適合しないものに係るガスの使用者及び立入りを拒否したガスの使用者であって、速やかに所要の改善措置をとらせなければ近隣に危険を及ぼすおそれのあると認められる者については、様式第2により、通商産業局長に報告するものとする。

(様式第1)

周知状況の届出 (年度分)

年 月 日

〇〇通商産業局長 [富山支局長] 殿
[沖繩総合事務局長]

住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊟

ガス事業法施行規則第106条第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|--------|-----|----------|
| ガスメーター | 取付数 | (うち開栓分) |
| | 調定数 | |

① ガス事業法施行規則第106条第2号イ及びロに基づく周知

| | |
|-------|-----------|
| 配布枚数 | (うち開栓分) |
| 配布の方法 | |
| 内容 | (実物別添のこと) |

② ガス事業法施行規則第106条第2号ハ及びニに基づく周知

| | |
|-------------------|--|
| 閉栓時の周知書面取付数 | |
| 開栓時の不適合消費機器に係る周知数 | |

③ ガス事業法施行規則第106条第3号に基づく周知

| 周知方法 | 期日又は期間 | 周知の相手方 | 主たる内容 |
|-----------------------|------------------|--------------------|--|
| (例) ラジオ放送 料理講習会 | 11月10日 12月20日 | 〇〇地方一円 主婦 約100人 | 換気に関すること ・ ガス器具の管理・点検 ・ 換気に関すること (具体的に記載すること) |

(注) 1. 「開栓分」とは、当該年度にガスの使用の申込をした者の数をいう。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(別添)

消費機器の具体的な技術上の基準

消費機器の技術上の基準については、具体的には次のとおりとする。

1. 規則第108条第2号イ(3)に掲げる技術上の基準のうち、「有効断面積」は、円形の排気筒にあっては、「口径」と読み替えることができる。
2. 規則第108条第5号の「換気扇又は有効な給排気のための開口部の具体的な技術上の基準」については、次のとおりとするものとする。

(1) 換気扇は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) その能力は、次の表の左欄に掲げるガス湯沸器のガスの消費量に応じ、それぞれ同表の1欄に掲げる左羽根径のもの、又は同表の2欄に掲げる排気能力を有するものであること。ただし、当該ガス湯沸器が設置されている室内に2以上の消費機器(ガスこんろ等を含む。)がある場合においては、当該ガス湯沸器のガス消費量は、これらのガスの消費量の合計をいうものとする。

| ガス湯沸器のガスの消費量 | 1. 換気扇の羽根径 | 2. 排気能力 |
|-----------------------|------------|----------|
| 16000kcal/h(18.6kW)以下 | 15cm以上 | 450㎡/h以上 |
| 18000 " | (20.9kW) " | 500 " |
| 25000 " | (29.0kW) " | 850 " |
| 30000 " | (34.8kW) " | 1000 " |

(ロ) その位置は、当該ガス湯沸器が設置されている室内にあり、かつ、当該ガス湯沸器の排気部より高い位置にあること。

(ハ) 効果的に作動するものであること。

(ニ) 先止め式ガス湯沸器(湯を配管により他の場所へ供給して使用する形態のもの)をいう。以下同じ。)に係る換気扇にあっては、当該ガス湯沸器使用時に当該換気扇が自動的に作動する装置が設けられていること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1. 当該ガス湯沸器が設置されている室に次に定める給気口(給気上有効な隙間を含む。)が設けられている場合
 - ① 給気口は、常時通気性の良い玄関若しくはこれに通ずる廊下等又は直接外気に開放されていること。
 - ② 給気口の有効面積は、当該ガス湯沸器のガスの消費量1000kcal/h

h (1. 1kW) 当たり10cm²以上のものであること。

Ⓛ. 業務用の厨房等で常時有効な排気が行われている場合

(2) 有効な給排気のための開口部は、先止め式ガス湯沸器に係るものにあつては、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げるものとし、先止め式ガス湯沸器以外のガス湯沸器に係るものにあつては次の(イ)、(ロ)又は(ニ)に掲げるものとする。

(イ) 次に掲げる基準に適合する給排気口

1. 給気口及び排気口の有効面積は、当該ガス湯沸器のガスの消費量((1) (イ)のただし書に規定するもの)をいう。以下同じ。) 1000kcal/h

(1. 1kW) 当たり、それぞれ20cm²以上のものであること。

ロ. 給気口及び排気口の位置は、当該ガス湯沸器が設置されている室内にあり、かつ、給気口にあつては床面に近いところ、排気口にあつてはその有効開口部の下端が当該ガス湯沸器の排気部より高いところにあること。

(ク) 当該ガス湯沸器のための排気フード及び(1)(二)のただし書1.の①及び②に掲げる基準に適合する給気口

(ハ) 当該ガス湯沸器のための排気フード及び次に掲げる基準に適合する窓

イ. 窓の構造は、容易に開閉できるものであること。

ロ. 窓の位置は、当該ガス湯沸器が設置されている室内にあり、かつ、外気に面しているところにあること。

ハ. 窓の開放できる部分の床面からの高さは、室の床面から天井面までの高さの2分の1以上であること。

ニ. 窓の開放できる部分の面積は、当該ガス湯沸器のガスの消費量1000 kcal/h (1. 1kW) 当たり40cm²以上のものであること。

(二)(ハ)に掲げる窓

3. 規則(昭和60年省令第67号)附則第8項に規定する「消費機器の不完全燃焼の状態又は不完全燃焼による排ガスを検知して当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断する機能を有すると認められる装置」とは、不完全燃焼警報器(警報器アダプターを含む。)とガス遮断装置で構成されたもの及び不完全燃焼防止機能(雾囲気検知式に限る。)付消費機器(ガス事業法第39条の2に定める第1種ガス用品の検定の合格証が貼付されているもの。)をいい、ガス遮断装置は、次の(1)又は(2)とする。

(1) 自動ガス遮断装置

(2) (1)以外のもので、当該消費機器のガス取入れ部に設置されるもの。ただし、この場合には、立ち消え安全装置付ガス燃焼器に限るものとする。

4. 不完全燃焼警報器の設置方法は、規則第108条第7号の規定に基づきガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を定める告示(昭和56年6月通商産業省告示第263号。以下「告示」という。)第3条第1号の規定を準用する。ただし、空気に対する比重が1以上の場合であっても、空気に対する比重が1より小さいガスの場合に準じて設置すること。

5. ガス漏れ警報設備については、以下のとおりとする。
ただし、他法令等に基づき適切に点検されている場合であつて、告示で定める技術上の基準に適合していることを書面等により確認できるときは書面等の確認により行うことができる。

(1) 検知器が、告示第3条第1号に定める設置方法に基づき設置されていることを確認する。

(2) 受信機が、告示第3条第3号ロ、ニ、ホ及びへに定める設置方法に基づき設置されていることを確認する。

(3) 警報装置のうちガス漏れ表示灯が、告示第3条第4号ロ(1)に定める設置方法に基づき設置されていることを確認する。

改善を要する消費機器に関する報告書

年 月 日

〇〇通商産業局長
〔富山支局長〕
〔沖縄総合事務局長〕 殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊟

下記の消費機器については、特に速やかな改善措置が必要と認められますので、報告します。

記

1. 消費機器の名称
2. ガス使用者の住所及び氏名
3. 調査及び再調査の期日
4. 調査及び再調査時の消費機器の状況
5. 改善の必要性及び問題点
(周辺の状況を含めて、詳細に)

- (注)
1. 各ガスの使用者ごとに別様とすること。
 2. 調査結果の写し等参考となる資料を添付すること。
 3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。